

【九州市長会提出議案】

第1号議案

コンビニ交付に係る「後年度維持管理費」の財政支援について

(竹田市)

国は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現のため、自治体DXをはじめ、様々なデジタル化施策を推進している。こうした中、全国どこの自治体においても、住民が等しくデジタル化の恩恵を受けられる体制を構築することが重要である。

竹田市においても、住民サービスの向上、デジタル化の推進、マイナンバーカードの普及促進のため、令和4年度からコンビニ交付サービスの導入を進めているが、システム導入後のランニングコストは高額であり、小規模自治体にとって財源確保が厳しい状況にある。

また、その費用捻出は、他の住民サービスの低下へと波及することとなり、この様な状況は、本市のみならず他市においても同様であると考える。

コンビニ交付サービスの運用に係る「特別地方交付税措置」は、システム導入から3年間となっているが、高額な“後年度 維持管理費”の財政支援として、「特別地方交付税措置」の延長を要望する。

※ 九州市長会における議案分類
『都市財政の拡充強化について』

第2号議案

「循環型社会形成推進交付金」における廃焼却施設の解体に対する支援制度の拡充について

(宇佐市、豊後高田市、国東市)

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を目的に、ごみ処理の広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めている。

ごみ処理の広域化・集約化に取り組む自治体においては、新たな廃棄物処理施設を整備する際に、国の「循環型社会形成推進交付金」を活用し施設整備を実施している。

新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設（旧焼却施設）においては、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、新施設と同数以下である解体事業や、廃焼却施設の跡地を利用して新たに廃棄物処理施設を整備する場合の廃焼却施設の解体事業が交付要件となっている。

しかしながら、ごみ処理の広域化・集約化を図る自治体では、新たに建設する焼却施設より解体する廃焼却施設の数が上まわることがあり、その場合は交付金の対象外となることから、廃焼却施設の解体事業に要する経費が大きな負担となっている。

よって、新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事が実施できるよう「循環型社会形成推進交付金」の交付要件を拡充することを要望する。

※ 九州市長会における議案分類
『施設整備事業等に対する財政措置について』

第3号議案

副食費に係る多子減免の算定基準の見直しについて

(豊後大野市)

現在、副食費（おかず、おやつ、牛乳など）に係る多子世帯の減免については、年収360万円相当以上の世帯において、第1号認定子ども（満3歳以上で第2号認定子ども以外の子ども）は、小学校第3学年終了前であるが、第2号認定子ども（満3歳以上で家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども）は、小学校就学前となっており、算定基準が異なっている。

このように、未だ幼稚園と保育所を区別した要件があることに加え、第3子以降のカウントに条件（幼稚園では同一世帯に小学校3年生までの子どもが3人以上、保育所では同一世帯に小学校就学前の子どもが3人以上いることが必要）があることは、“幼保一元化” や “少子化対策” に取り組む中、速やかに解消すべき課題と考える。

こうしたことから、第1号認定子どもと第2号認定子どもの算定基準を廃止し、副食費に係る多子減免が、第3子以降の全ての子どもを対象とすることを要望する。

※ 九州市長会における議案分類
『福祉施策の充実強化について』

第4号議案

児童手当支給に伴う所得制限の見直しについて

(由布市)

『児童手当』制度の目的である、“次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する”という趣旨に着目すれば、所得制限を設けるべきではないのではないかと考える。

現行の『児童手当』における所得制限は、「主たる生計者のみ」の判定となつており、共働き世帯で「夫婦合算の所得」が限度額以上でも、夫婦どちらか所得の高い1名が限度額以内なら手当が支給される。

つまり、「夫婦合算の所得」が「主たる生活者ののみの所得」よりも多い場合でも支給の対象となることがあり、不公平感が生じている。

このようなことから、『児童手当』における世帯間での不公平感を解消するためにも、現行制度における所得制限の見直しを要望する。

※ 九州市長会における議案分類
『福祉施策の充実強化について』

第5号議案

正規教員不足の解消について

(中津市)

教員不足が全国的な課題となっており、中津市内の小学校においても、年度当初から教員の不足が生じている。

教員が不足している学校では、管理職を含めた全教職員で授業ほかの対応に当たっており、現場には大きな負担がかかっている。このことは、近年のメンタルヘルス不調による休職者の増加にも繋がっていると危惧している。

臨時講師は、県教育委員会によって配置されるところであるが、県に登録している臨時講師数が激減し、全県分を補えないことから、各教育委員会や教職員が縁故を頼り、退職者や免許保持者に依頼しているが、未だ定員を満たしていない状況である。

教員不足の要因としては、若年層が増えたことによる産休・育休取得者の増加、3年間育休取得制度の広まり、メンタルヘルス不調など病休者の増加、特別支援学級の増加等がある他、その代替を担ってきた臨時講師の減少が挙げられる。

子ども達にとってより良い教育環境を整えるために、正規教員の定数確保は喫緊の課題である。教員志望者を増やす方策として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(略称「給特法」)の時間外勤務手当に係る規定の見直しのほか、教員採用された場合の奨学金返還免除制度の再開、大学における教員養成課程定員の拡大など、種々の取り組みを強く要望する。

※ 九州市長会における議案分類

『学校教育の充実について』

第6号議案

学校のICT環境整備及びランニングコストに係る財源支援について

(杵築市)

文部科学省が提示した『教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)』による地方財政措置や「GIGAスクール構想」(多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現)に係る補助金により、児童生徒1人1台タブレット端末等の環境整備が進んでいる。

「GIGAスクール構想」の推進には、タブレット端末の整備だけでなく、各教室で使用する大型モニターやプロジェクター、学習者用のソフトウェア、ICT支援員の配置など、ハード・ソフト両面から一体的かつ継続的な整備が必要である。

また、コロナ禍でクローズアップされたオンライン学習(家庭への持ち帰り)を、今後、より一層推進していくためには、Wi-Fi環境を整備するためのモバイルルータ等の購入も必要となる。

国は、「令和の日本型学校教育」として、令和3年1月26日の中央教育審議会において、全ての子どもたちの可能性を引き出す“個別最適な学び”と“協働的な学び”的実現を提示しており、これらの実現には、初期の環境整備だけではなく、通信費やリース代などのランニングコスト、更には関連機器の定期更新費用など、今後とも継続的に財源が必要である。

義務教育の中で自治体によって格差が生じることがないよう、財源の拡充及び財政措置の期間延長を要望する。

※ 九州市長会における議案分類
『学校教育の充実について』

第7号議案

水田活用の直接支払交付金の見直しについて

(豊後高田市、中津市)

令和3年12月、農林水産省から、転換作物の作付けが固定化した農地については、水田ではなく畑地として利用していくことが適切であるという考え方のもと、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象をより厳格化するため、令和4年度から5年間に一度も水稻の作付を行わない水田は交付金の対象から除外するとの方針が示された。

豊後高田市では昭和40年代から主食用米の生産調整に取り組み、地域の特色や気候にあった作物を選択し作付転換を行い、主食用米の需給安定と魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着を推進しつつ、生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきたところである。

今般の当該交付金の急激な見直しについて、これまで主食用米の生産調整に協力してきた農業者の中には、当該交付金を有効に活用しながら水田での畑作物の生産を行っている者も多いため、今後、経営困難に陥る農業者や離農による耕作放棄地の増加、地域農業の衰退が懸念される。

国は、今後5年の間に現場での課題の把握や検証を進めていくとしているが、農業者からは、説明不足との不満の声や経営に関する不安の声が上がるとともに、今後の農業経営の見通しが立てられない等、深刻な影響が生じている。

よって、水田活用の直接支払交付金の見直しに関し白紙撤回とするか、次の事項について十分配慮するよう、強く要望する。

記

1. 水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し、十分かつ慎重な検討を行った上で、国から農業者に丁寧な説明を行うこと。
2. 制度の見直しによる農業者への影響を緩和するために、5年間で一律に対象から排除することはせず、十分な経過措置の期間を設けること。
3. 国の米政策に応じて、排水対策を実施した農地や畑作物を導入した農業者の努力を無駄にせず、耕作放棄地の増加や離農を防ぐために、畠地化を進めた農地や農業者に対し、新たな経営支援策を講じるよう検討すること。

※ 九州市長会における議案分類

『農林水産業の振興について』

第8号議案

防災重点農業用ため池整備事業に係る営農補償の拡充について

(宇佐市)

国は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、令和12年度までに防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することとしている。

これを受け大分県では、令和3年3月に大分県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画を策定し、宇佐市においては、22のため池で整備が行われる予定である。

防災重点農業用ため池については、防災上の理由により、本年度より地元負担金がなくなり、今後は整備期間中の営農対策が事業を推進するうえでの最大の課題となっている。

農業者からの申請によらず、農業者の同意を求める非申請により実施する地震及び豪雨対策のため池防災工事（急施の防災事業）については、通年施工の場合、農業休止期間の営農補償が可能となっているものの、農業者の同意による防災工事の場合は営農補償が行われないため、農業者が減少する中、その影響は深刻である。

農業者の経営の安定を図ることにより担い手を確保するとともに、年々激甚化する災害に備えるために、農業者の申請により実施する整備事業においても、急施の防災事業と同様に営農補償ができるよう制度の拡充を要望する。

※ 九州市長会における議案分類
『農林水産業の振興について』